

## 県民提案型協働創出事業審査要領

(趣旨)

第1 県民提案型協働創出事業実施要領第9に定める審査委員会による審査については、この要領の定めるところによる。

(審査方法)

第2 審査は、採択を申し込んだ団体（以下「申込団体」という。）によるプレゼンテーションと質疑応答により実施するものとする。ただし、申込多数の場合は、事前に審査委員による書面審査を実施し、審査団体数を限定した上で、審査委員会による審査を実施するものとする。

(審査基準及び選定方法)

第3 審査における項目及び配点は、別表のとおりとする。

2 各審査項目は、次の5段階の基準により評価し、審査委員ごとに採点する。

|    |          |                                                                   |
|----|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 5点 | 非常に優れている | 審査の視点欄に示されていることが確認でき、当事業の目的の実現が十分に見込める。                           |
| 4点 | 優れている    | 審査の視点欄に示されていることがおおむね確認でき、当事業の目的の実現が見込める。                          |
| 3点 | 普通（標準）   | 審査の視点欄に示されていることがある程度確認でき、当事業の目的の実現に課題はあるが、実施に当たり改善することでおおむね対応できる。 |
| 2点 | やや劣っている  | 審査の視点欄に示されていることが確認できない部分が多く、当事業の目的の実現に課題が多い。                      |
| 1点 | 劣っている    | 審査の視点欄に示されていることがほぼ確認できず、当事業の目的の実現が困難と見込まれる。                       |

3 採択団体の選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 各審査項目の採点を審査委員ごとに合算した点数（以下「各委員点数」という。）の審査に参加した全審査委員を平均した点数（以下「委員平均点」という。）の高い順に選定する。ただし、同順位の申込団体がある場合は、別途審査委員の協議により、その順位を決定するものとする。また、団体間の点差が僅差となった場合は、応募テーマや事業効果等を考慮し、総合的に判断することができるものとする。
- (2) 審査委員が申込団体や申込事業と利害関係がある場合は、当該申込団体の審査には加わらないものとする。この場合においては、当該委員を除く全ての委員の各委員点数を平均した点数により選定する。
- (3) 委員平均点が18点（6割）に満たない場合は、選定しない。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(別表)

### 県民提案型協働創出事業審査項目

| 項目名         | 審査の視点                                                                                             | 配点   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 協働の効果     | ○県と申込団体とが協働して取り組むことで、単独で取り組むよりも効果が高まることが期待できるか。<br>○県と申込団体の役割分担が明確になっており、それぞれの取組を補完する相乗効果が期待できるか。 | 5 点  |
| 2 地域性・公益性   | ○地域の課題や住民ニーズを的確に捉えた取組であるか。<br>○募集テーマに合致した取組であるか。<br>○公益性があり、地域社会に貢献する取組であるか。                      | 5 点  |
| 3 実現性・費用対効果 | ○事業の取組手法や目標設定は適切であるか。<br>○事業の実施体制、スケジュールは適切であるか。<br>○事業実施における資金計画、経費の計上は妥当であるか。                   | 5 点  |
| 4 継続性       | ○補助期間終了後も、継続可能な取組であるか。<br>○継続的に事業実施できる体制整備が期待できるか。                                                | 5 点  |
| 5 発展性       | ○実効性があり、他地域への発展が期待できるか。<br>○他の協働事業のモデルとなることが期待できるか。<br>○先進的又は独自性が盛り込まれた取組であるか。                    | 5 点  |
| 6 総合評価      | ○補助事業の目的に合致した取組であるか。<br>○地域課題を解決する意欲や熱意が感じられるか。<br>○その他県担当課の意見を踏まえての評価など。                         | 5 点  |
| 合 計         |                                                                                                   | 30 点 |